

第1編 社会的養育の推進に向けて【抜粋・要約】

1. 社会的養護の現状

(1) 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う (定員5～6名)	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	9,592世帯	3,326世帯	4,134人		ホーム数	347か所
		専門里親	702世帯	196世帯	221人			
		養子縁組里親	3,781世帯	299世帯	299人			
		親族里親	560世帯	543世帯	770人			
				委託児童数	1,434人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

小規模グループケア	1,620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)

※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

第2編 新しい社会的養育ビジョン

（新たな社会的養育の在り方に関する検討会 平成29年8月）

<要約編>

1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、平成28年児童福祉法改正では、**子どもが権利の主体であることを明確にし**、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、**家庭養育優先の理念**を規定し、実親による養育が困難であれば、**特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育**を推進することを明確にした。これは、国会において全会一致で可決されたものであり、我が国の社会的養育の歴史上、画期的なことである。

本報告書は、この改正法の理念を具体化するため、「**社会的養護の課題と将来像**」（平成23年7月）を全面的に見直し、「**新しい社会的養育ビジョン**」とそこに至る工程を示すものである。新たなビジョン策定に向けた議論では、在宅での支援から代替養育、養子縁組と、社会的養育分野の課題と改革の具体的な方向性を網羅する形となったが、これらの改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めなければ、我が国の社会的養育が生まれ変わることはない。

このビジョンの骨格は次のとおりであり、各項目は、工程に基づいて着実に推進されなければならない。

2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するために、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図らなければならない。

例えば、多くの子どもがその生活時間を長く過ごしている保育園の質の向上および子ども家庭支援として、対子ども保育士数の増加やソーシャルワーカーや心理士の配置等を目指す。さらに、貧困家庭の子ども、障害のある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど、子どもの状態に合わせた多様なケアを充実させるとともに、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切れるライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立、特に自立支援や妊産婦への施策（例えば、産前産後母子ホームなど）の充実を図る。

中でも、虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。

他方、**親子分離が必要な場合**には、一時保護も含めた代替養育のすべての段階において、子どものニーズに合った養育を保障するために、代替養育はケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。**代替養育は家庭での養育を原則とし**、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「**できる限り良好な家庭的な養育環境**」を提供し、**短期の入所を原則とする**。また、里親を増加させ、質の高い里親養育を実現するために、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）の質を高めるための里親支援事業や職員研修を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う。代替養育に関し、児童

第11編 施設運営指針・里親等養育指針

1 児童養護施設運営指針（平成24年3月29日 厚生労働省）

第I部 総論

1. 目的（省略）

2. 社会的養護の基本理念と原理（7つの施設運営指針・里親等養育指針に共通）

(1) 社会的養護の基本理念

① 子どもの最善の利益のために（抜粋）

- ・ 社会的養護は、**子どもの権利擁護を図るための仕組み**であり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

② すべての子どもを社会全体で育む

- ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、**公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの**である。
- ・ 子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・ 児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、**児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。**
- ・ 社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

① 家庭的養護と個別化

- ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・ 一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「**家庭的養護**」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「**個別化**」が必要である。

第14編 児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

（令和2年1月31日 厚生労働省）【抜粋・要約】

1 調査の概要

① 調査の目的

この調査は、児童福祉法に基づいて、里親若しくは小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童並びにその保護者、児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）に入居している児童の実態を明らかにして、要保護児童の福祉増進のための基礎資料を得ることを目的とした。

② 調査の対象及び客体

全国の里親委託児童、児童養護施設の入所児童、児童心理治療施設の入所児童、児童自立支援施設の入所児童、乳児院の入所児童、母子生活支援施設の児童並びに保護者、ファミリーホーム委託児童、自立援助ホームの入居児童、障害児入所施設の入所児童を対象とし、その全員を調査客体とした。

◆ 客体

里親委託児童	5,382人
児童養護施設入所児童	27,026人（内、中学3年以上の年長児童 8,412人）
児童心理治療施設入所児童	1,367人
児童自立支援施設入所児童	1,448人（内、中学3年以上の年長児童 610人）
乳児院入所児童	3,023人
母子生活支援施設入所世帯	3,216世帯 及び 当該児童5,308人
ファミリーホーム委託児童	1,513人
自立援助ホーム入居児童	616人
障害児入所施設入所児童	9,632人

③ 調査の時期

平成30年2月1日

④ 結果の集計

結果の集計は、子ども家庭局において行った。

⑤ 観察上の注意

この調査は、すべて全数調査であり、以下の統計数字は実数値である。

なお、構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※ 結果については、前回調査の数字を比較の参考として掲載している。（前回調査日 平成25年2月1日）